

令和8年度 2・3号認定(保育認定)の保育料基準額表

(単位:円)

階層	市階層	階層区分 ※当該年度の市民税 所得割額	推定年収	0~2歳児クラスの子ども		3歳児クラス以上の子ども	
				保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)	保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)
1	A	生活保護受給世帯		0	0		
2	B	1 市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)		0	0		
	B	2 市民税非課税世帯 (一般・市民税所得割非課税世帯除 <>)		0	0		
		市民税所得割非課税世帯 (一般)	~260万円	3,500	3,400		
3	C	1 ~48,600円未満	~330万円	11,300	11,100		
4	C	2 48,600円~63,600円未満		14,700	14,400		
	C	3 63,600円~78,600円未満		19,500	19,100		
	C	4 78,600円~97,000円未満	~470万円	26,700	26,200		
5	C	5 97,000円~108,600円未満		31,700	31,100		
	C	6 108,600円~131,000円未満		38,800	38,100		
	C	7 131,000円~153,600円未満		42,300	41,500		
	C	8 153,600円~169,000円未満	~640万円	44,500	43,700		
6	C	9 169,000円~202,000円未満		51,600	50,700		
	C	10 202,000円~235,000円未満		52,600	51,700		
	C	11 235,000円~268,000円未満		53,600	52,600		
	C	12 268,000円~301,000円未満	~930万円	54,600	53,600		
7	C	13 301,000円~334,000円未満		56,600	55,600		
	C	14 334,000円~367,000円未満		58,400	57,400		
	C	15 367,000円~397,000円未満	~1,130万円	62,400	61,300		
8	C	16 397,000円~457,000円未満		63,500	62,400		
	C	17 457,000円~517,000円未満		64,400	63,300		
	C	18 517,000円~577,000円未満		65,200	64,000		
	C	19 577,000円~637,000円未満		66,100	64,900		
	C	20 637,000円~697,000円未満		67,000	65,800		
	C	21 697,000円~		67,900	66,700		

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式譲渡所得割控除の適用はありません。

※保育料は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。

※課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(C21)にて保育料を暫定的に決定します。

※推定年収は、夫婦(妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入))と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安として、国が示した額となります。

当該年度の市民税 所得割額	0~2歳児クラスの子ども	
	保育料(標準時間)	保育料(短時間)
~48,600円未満	3,500	3,400
48,600円~63,600円未満	4,400	4,300
63,600円~77,101円未満	5,800	5,700

※市民税所得割額が77,101円未満で要保護世帯に該当する場合は左表のとおりとなります。(第2子以降は無料)